



議案第百十一号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年拾貳拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和三十四年三朝町条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第一種住宅 月額 六千五百円」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十六年十月十四日から適用する。